

標茶町働き方改革行動計画

～できることから始めよう～



SHIBecha

平成31年4月

(令和2年9月改定)

標茶町教育委員会



ハッピーくろべえ & ミルクックさん

<はじめに>

現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校現場が直面する課題も多種多様であるといえます。教育職員は、様々な教育課題へ対応することを求められ、本来担うべき業務に向かう時間の確保が難しい状況となっております。

学校には、未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することを目指す学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されており、その実現に向けては、標茶町内全ての学校で、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要であるといわれております。

については、「学校における働き方改革『北海道アクションプラン』」に基づき、「標茶町働き方改革行動計画」を策定し、教育委員会と学校の連携による働き方改革に向けた業務改善を推進することといたしました。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が緊密に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教職員が教育活動に集中し専念できる環境の整備に努めてまいります。

1 標茶町働き方改革行動計画の性格

- 本計画は、国指針第4の(1)に基づく、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号(以下「給特条例」という。))第8条及び、標茶町立学校管理規則第11条の2に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。
- 本計画は、町内のすべての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定し、学校の取組を促すものです。
- 本計画については、今後の北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しをおこないます。

2 取組の方向性

- これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
- 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、北海道、町、さらには家庭、地域等を含めたすべての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

3 教育委員会の役割

- 教育委員会は、「北海道アクション・プラン」を踏まえ、標茶町立学校における働き方改革を進めるための計画等や、所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めます。
- 教育委員会は、標茶町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校等の取組を行うための支援をおこないます。
- 教育委員会は、時間外勤務縮減に係る各学校の取組について適切に把握するとともに、その進行管理や指導助言に努めます。

4 学校の役割

- 校長は、時間外勤務等の縮減に向け、日ごろから教職員の勤務状況や校務の進捗状況を把握し、教職員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務処理体制の改善等に努めるものとします。

5 行動計画の期間

○ 平成31年度（令和元年度）から令和2年度の2年間とします。

◎「北海道アクション・プラン」の目標

令和2年度までに、
教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を
1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

※1「在校等時間」の考え方

・超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とします。正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ウについては、当該教育職員の申告に基づくものとします。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として町教委が外形的に把握する時間。

イ 町教委が定める方法による在宅勤務（事業場外勤務）等の時間。

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間。

エ 休憩時間。

※2「所定の勤務時間」「『目標』に掲げる上限時間」の考え方

・教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間の時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」をいう。） 45時間

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間の時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。）360時間

※3「児童生徒に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についての上限の範囲」について

・児童生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管

理を行うこととします。

- ア 1か月時間外在校等時間 100時間未満
- イ 1年間時間外在校等時間 720時間
- ウ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月
- エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間1か月当たりの平均時間 80時間

【働き方改革を進めるため、令和2年度末に目指す指標】

- 1 部活動休養日を完全に実施
(年間A(平日週1日52日+週末週1日52日)
+B学校閉庁日9日(A+Bの重複分を除く。))
している部活動の割合・・・・・・・・・・・・・・・・100%
- 2 変形労働時間制を活用している学校の割合・・・・・・・・100%
- 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合・・・・・・・・100%
- 4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合・・・・・・・・100%

◎標茶町における具体的な取組

Action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

① 校内組織・専門スタッフ等との連携

- i 生徒指導における連携(町教委の窓口は指導室)
 - ・校内組織(生徒指導委員会等)での連携
 - ・養護教諭との連携
 - ・スクールカウンセラーとの連携
 - ・児童相談所、警察等との連携
- ii 特別支援教育における連携
 - ・校内組織(生徒指導委員会等)での連携
 - ・特別支援教育支援員との連携
 - ・標茶町特別支援教育連絡協議会との連携
- iii 校務運営上の連携
 - ・学校組織内での連携(分掌間連携、事務職員との連携 等)
 - ・スクールサポートスタッフの配置(令和2年度限り)
 - ・学習指導員の配置(令和2年度限り)

〔参考〕「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」より

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整	⑤ 調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥ 児童生徒の休み時間における対応（輪番・地域ボランティア等） ⑦ 校内清掃 ⑧ 部活動（部活動指導員等）	⑨ 給食時の対応 ⑩ 授業準備 ⑪ 学習評価や成績処理 ⑫ 学校行事の準備・運営 ⑬ 進路指導 ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

② 私費徴収等の管理業務の軽減

○「学習教材費サポート事業」の活用

・保護者の経済的負担の軽減が目的

↓

・学校での金銭の授受がされないことにより、教員の金銭に関わる事務の負担軽減を図ることができる。

・児童生徒が現金を持って登校する機会が減ることで、学校における金銭事故の防止につながる。

③ ICT機器の活用

○教材、テスト等の共用

・校務ネットワークシステムを活用して、教材やテストの共用を図る。

○校務文書の共用

・学校運営上の行事等における計画書の書式を統一する。

・校務ネットワークシステムを活用して、校務分掌計画や計画書の共用を図る。

○教材備品等の管理

・教材備品台帳のデジタル化と教材備品の保管場所が分かる台帳管理を行う。

④ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

○コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の取組の推進

・保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の導入を進めるなど、地域の実情に応じた効果的な活動を促す。

Action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減

① 部活動休養日の設定

○部活動休養日の基準

- ・1年間を52週として計算をする

年間A（平日週1日は休養日（52日）＋週末週1日は休養日（52日）

＋年間B（学校閉庁日9日）

＝『部活動休養日』（但し、AとBの重複分を除く）

- *「週末」とは「土曜日及び日曜日」をさす。

○部活動休養日の実施

- ・週あたり2日以上以上の休養日を設定する（原則）
- ・学校閉庁日は部活動休養日とする
- ・道民家庭の日（毎月第3日曜日）は可能な限り休養日とする。

○教育委員会の役割

- ・毎年度当初に学校を通して、文書で通達する。

○部活動の活動時間

- ・平日は2時間程度
- ・学校の休業日は3時間程度

[参考]「北海道の部活動の在り方に関する方針」より

○設置者～「設置する学校に係る部活動の方針」を策定

⇒「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）

「北海道の部活動の在り方に関する方針」（道教委）

に基づく

校長～「学校の部活動に係る活動方針」を策定

顧問～「年間活動計画」「月間活動計画」の作成

→校長の承認を得ることが必要

「活動実績報告」の作成

※以上のような手続きを通して、「部活動休養日」の確保に努める

② 部活動指導員の配置等のサポート体制

○部活動指導員の配置

- ・各学校との協議を通して、必要であれば、国や道の制度を活用しながら部活動指導員の配置に努める。

Action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

① 教職員の勤務管理

- 学校における勤務時間の管理
 - ・管理職による適正な勤務時間管理～客観的な管理システムの構築を図る
 - ・学校評価と連動した業務改善状況の把握
- 学校における勤務時間への柔軟な対応
 - ・「定時退勤日」の設定（毎月2回以上）
 - ・「時間外勤務等縮減週間」の設定（年2回以上）
 - ・休憩時間の柔軟な対応（個別付与、スライド・分割など）

② 教職員の意識改革

- ・人事評価制度等を活用した意識改革
- ・教職員個人の勤務時間の自己管理～ライフワークバランスを意識した働き方

③ 学校閉庁日の設定

- 学校閉庁日の設定
 - ・8月15日前後の勤務日の3日間・・・・・・・・積極的な休暇の取得を促す
 - ・12月29日～1月3日（冬期休業中の6日間）・・・・勤務を要しない日
- 服務上の取扱い等
 - ・年休、夏休、振替等とし、休暇取得を強制しない。出勤も可能だが、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要。また、原則として部活動休養日とする。
- 教育委員会の役割
 - ・毎年度当初に学校を通して、文書で通達する。

④ 在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの活用

- 各学校においては、在校など時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進める。

Action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

① 調査業務等の見直し

- 町教委独自の調査については、必要最小限とする。

② 勤務時間等の制度改善

- 変形労働時間制度の活用

・ 基本的な考え方

一日 7 時間 45 分又は週 38 時間 45 分を超えて勤務する必要がある場合、特定の 4 週間において合計の勤務時間数が 155 時間となるよう、弾力的に扱うことができるもの。

・ 留意事項

「超勤 4 項目」以外の業務については、時間外勤務を命ずることができないことから、通常の勤務時間の割振りにより対応する必要がある。

* 「超勤 4 項目」～「生徒の実習」「学校行事」「職員会議」「非常災害、児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合等」

③ メンタルヘルス対策の推進

○ ストレスチェックの実施

- ・ 教職員のメンタルヘルス対策を推進するために、ストレスチェックを毎年度実施する。

④ トラブルに直面した際のサポート体制

○ 生徒指導上の諸問題への対応

- ・ 学校や個人の教職員が問題を抱え込むことなく、教育委員会指導室と連携して対応する。
- ⇒ 必要に応じて、スクールカウンセラー、役場保健福祉課、釧路教育局、児童相談所、警察等との連携を取りながら対応するようにする。